

# 立川市ミニテニス協会規約



立川市ミニテニス協会

# 立川市ミニテニス協会規約

## 第一章 名称と事務局

第1条 本会は、立川市ミニテニス協会と称し、事務局は会長の指定するところに置く。

## 第二章 目的及び事業

第2条 本会は、ミニテニスを通して会員の健康増進と会員相互の親睦を図るとともに、立川生まれの生涯スポーツ「ミニテニス」の普及発展に寄与する。

第3条 本会は、前条の自的を達成するため、次の事業を行う。

1. ミニテニス用具等に関する研究・開発
2. ミニテニスに関する講習会の開催及び指導者の養成
3. ミニテニス普及のための指導者の派遣
4. 交流試合及び大会等の開催
5. 審判規定の作成及び審判の養成
6. その他本会の目的達成に必要な事業

## 第三章 会員及び組織

第4条 本会は、次の会員をもって構成する。

1. 団体会員
2. 個人会員

第5条 団体会員は、本会に加入したチーム（クラブ等）として、1チーム10名以上とする。

第6条 個人会員、チームに加入していない個人登録者とする。

6 条の 2 団体及び会員が反社会的行動を行い、著しく本会の名誉を傷つけた場合は、制裁を科することができる。

制裁の種類は、次のとおりとする

- (1) 警告 (2) 出場停止 (3) 除名

#### 第四章 役員

第 7 条 本会に、次の役員を置く。

名誉会長	1 名				
会 長	1 名	副会長	若干名		
理事長	1 名	副理事長	1 名	理事	若干名
会 計	2 名	監 査	2 名		

第 8 条 役員を選出及びその任務

1. 名誉会長、正副会長、正副理事長及び監査は、総会において選出する
2. 会長は、本協会を代表し、会務を統括する
3. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する
4. 理事長は会長及び副会長を補佐し、会務を掌理する
5. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する
6. 理事は、会長から推挙された者であって、本会の業務を統括し運営にあたる
7. 会計は、会長から推挙された者であって、本会の会計を司る
8. 監査は、本会の会計を監査する

第 9 条 役員の仕事は、2 年とする。但し、再任を妨げない なお、補欠役員の任務は前任者の残任期間とする。

第 10 条 本会は、必要により理事会の議を得て、顧問を置くことができる。

#### 第五章 会議

第 11 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 第 12 条
1. 総会は、名誉会長、正副会長、正副理事長、理事、会計、監査で構成する。
  2. 総会は、事業報告・計画・決算報告・予算・役員を選出・規約改正その他の重要議案を審議、決定する
  3. 総会は、年年度当初に会長が招集する
  4. 会長は、必要と認めた時は、臨時総会を招集することができる

- 第 13 条
1. 理事会は、正副会長、正副理事長、理事で構成する。
  2. 理事会は、総会に付議する重要な議案の審議及び総会の決定に基づき会務を分掌するとともに、その円滑な運営を図る
  3. 理事会は、必要に応じて会長が招集する

第 14 条 総会と理事会は、過半数の出席で成立し、その議事は出席者の過半数で決定する。

## 第六章 会 計

- 第 15 条
1. 本会の加盟団体は、会費として、年額 5,000 円を納入する。なお個人会員については、年額 3,000 円とする。
  2. 本会の加盟団体は、協会費として会員一人につき年額 1,000 円を納入する
  3. 会員が、複数のクラブに所属している時は、主として所属する団体から協会費を納入する

第 15 条の 2 本会の加盟団体で、立川市以外の会員で組織する団体の協会費の取り扱いは、その団体の地元における上部組織等の状況をみて、別に取り決めることとする。

- 第 16 条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。
1. 会費
  2. 委託金
  3. 補助金
  4. 寄付金
  5. 貯金利子
  6. その他の収入

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

## 第七章 専門部

第18条 本会に、次の専門部をおくことができる。

1. 総務部
2. 指導部
3. 競技部
4. 研修部
5. 普及調査部

## 第八章 補足

第19条 本規則の施行について必要な事項は、理事会で決める。

### 附則

1. この規約は、平成3年4月1日より施行する
1. 本規約の一部改正(平成5年4月3日施行)
1. 本規約の一部改正(平成7年4月28日施行)
1. 本規約の一部改正(平成9年4月26日施行)
1. 本規約の一部改正(平成15年4月26日施行)
1. 本規約の一部改正(令和2年5月23日施行)